

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（加入者情報の通知）</p> <p>第31条 （略）</p> <p>2～7 （略）</p> <p style="text-align: center;">（削る）</p> <p>（加入者情報の変更）</p> <p>第32条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 機構は、直接口座管理機関から第1項又は前項において準用する前条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、その内容に基づいて、加入者口座情報（<u>第19条第6項及び前条第5項の規定により加入者情報登録簿に登録された加入者情報をいう。以下同じ。</u>）を<u>更新する。</u>この場合にお</p>	<p>（加入者情報の通知）</p> <p>第31条 （略）</p> <p>2～7 （略）</p> <p><u>8 機構は、加入者情報登録簿に登録されている他の加入者口座情報（第5項及び第19条第6項の規定により加入者情報登録簿に登録された加入者情報をいう。以下同じ。）に係る加入者が、第5項の規定により登録をした加入者口座情報に係る加入者と同一の者であると認められるときは、その名寄せを行う。</u></p> <p>（加入者情報の変更）</p> <p>第32条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 機構は、直接口座管理機関から第1項又は前項において準用する前条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、その内容に基づいて、<u>加入者情報登録簿に登録されている加入者口座情報を更新して名寄せする。</u>この場合において、機構は、当該直接口座管理機関に対し、加入者口座情報</p>

いて、機構は、当該直接口座管理機関に対し、加入者口座情報を更新した旨及び加入者情報の変更として通知された内容を通知する。

4 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

を更新した旨及び加入者情報の変更として通知された内容を通知する。

4 (略)

5 機構は、第3項の加入者口座情報と名寄せされた他の加入者口座情報があるときは、当該他の加入者口座情報に係る加入者情報を通知した口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、加入者情報の変更に係る事項を通知する。

6 前項の通知を受けた口座管理機関が当該加入者情報の変更に係る加入者の直近上位機関でない場合には、当該口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

7 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知を受けた口座管理機関について準用する。

8 第5項及び第6項の通知（前項において準用する場合を含む。）を受けた口座管理機関が当該加入者情報の変更に係る加入者の直近上位機関である場合であって、当該通知の内容が加入者の口座に記載又は記録をすべき事項の変更であったときは、当該口座管理機関は、当該通知の内容に従い、当該加入者の口座の記載又は記録を変更しなければならない。

(名寄せ)

第32条の6 機構は、機構の定めるところにより、加入者情報登録簿に登録された加入者口座情報又は共通番号情報登録簿に登録された共通番号情報に係る加入者が、同一の者であると認められるときは、その名寄せを行う。

2 機構は、前項の規定により名寄せした加入者口座情報に係る加入者情報を通知した口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、加入者情報の変更に係る事項を通知する。

3 前項の通知を受けた口座管理機関が当該加入者情報の変更に係る加入者の直近上位機関でない場合には、当該口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 第2項及び第3項の通知（前項において準用する場合を含む。）を受けた口座管理機関が当該加入者情報の変更に係る加入者の直近上位機関である場合であって、当該通知の内容が加入者の口座に記載又は記録をすべき事項の変更であったときは、当該口座管理機関は、当該通知の内容に従い、当該加入者の口座の記載又は記録を変更しなければならない。

(新設)

2. 附 則

この改正規定は、令和5年6月26日から施行する。

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>第22条 削除</p>	<p><u>（加入者情報の確認依頼）</u></p> <p>第22条 機構は、規程第31条第8項に規定する名寄せに際し、必要と認めるときは、加入者口座情報に係る加入者の口座を開設する口座管理機関に対し、加入者からの届出内容について所要の確認を依頼することができる。</p> <p>2 前項の依頼は、加入者口座情報に係る加入者の口座を開設する口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関を通じて行う。この場合において、当該直接口座管理機関は、直ちに、当該間接口座管理機関又は当該間接口座管理機関の上位機関である直近下位機関に対し、機構から通知を受けた内容を通知しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、同項の通知（この項において準用する場合を含む。）を受けた間接口座管理機関が加入者情報の通知を行った間接口座管理機関でない場合の当該通知を受けた間接口座管理機関について準用する。</p> <p>4 第1項の依頼を受けた口座管理機関は、速やかに、機構に対し、確認の結果を報告しなければならない。</p> <p>5 間接口座管理機関は、機構に対する前項の報告を、その直近上</p>

第26条 削除

(加入者からの届出内容の確認依頼)

第28条の5 機構は、規程第32条の6第1項に規定する名寄せに際し、必要と認めるときは、加入者口座情報又は共通番号情報に係る加入者の口座を開設する口座管理機関に対し、加入者からの届出内容について所要の確認を依頼することができる。

2 前項の依頼は、加入者口座情報に係る加入者の口座を開設する口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関を通じて行う。この場合において、当該直接口座管理機関は、直ちに、当該間接口座管理機関又は当該間接口座管理機関の上位機関である直近下位機関に対し、機構から通知を受けた内容を通知しなければならない。

位機関を通じて行わなければならない。

6 前項の報告を受けた口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、同項の規定により報告を受けた事項を報告しなければならない。

7 前項の規定（この項において準用する場合を含む。）は、同項の報告を受けた口座管理機関について準用する。

(加入者情報の確認依頼)

第26条 第22条の規定は、規程第32条第3項に規定する名寄せについて準用する。

(新設)

3 前項の規定は、同項の通知（この項において準用する場合を含む。）を受けた間接口座管理機関が加入者情報の通知を行った間接口座管理機関でない場合の当該通知を受けた間接口座管理機関について準用する。

4 第1項の依頼を受けた口座管理機関は、速やかに、機構に対し、確認の結果を報告しなければならない。

5 間接口座管理機関は、機構に対する前項の報告を、その直近上位機関を通じて行わなければならない。

6 前項の報告を受けた口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、同項の規定により報告を受けた事項を報告しなければならない。

7 前項の規定（この項において準用する場合を含む。）は、同項の報告を受けた口座管理機関について準用する。

（総株主通知事項）

第190条 （略）

2 （略）

3 規程第32条第3項前段及び規程第32条の6第2項から第5項までの規定は、機構が発行者から前項の依頼を受けたときについて準用する。

（個別株主通知による通知事項）

（総株主通知事項）

第190条 （略）

2 （略）

3 規程第32条第3項前段及び第5項から第8項までの規定は、機構が発行者から前項の依頼を受けたときについて準用する。

（個別株主通知による通知事項）

第209条 (略)

2・3 (略)

4 規程第32条第3項前段及び規程第32条の6第2項から第5項までの規定は、機構が発行者から前項の依頼を受けたときについて準用する。

(総新株予約権付社債権者通知事項)

第326条 (略)

2 (略)

3 規程第32条第3項前段及び規程第32条の6第2項から第5項までの規定は、機構が発行者から前項の依頼を受けたときについて準用する。

(振替新株予約権付社債の取扱廃止に際し発行者から新株予約権付社債券が交付されない場合の新株予約権付社債権者に係る情報の通知)

第337条 (略)

2～13 (略)

14 規程第32条第3項前段及び規程第32条の6第2項から第5項までの規定は、機構が発行者から前項の依頼を受けたときについて準用する。

第209条 (略)

2・3 (略)

4 規程第32条第3項前段及び第5項から第8項までの規定は、機構が発行者から前項の依頼を受けたときについて準用する。

(総新株予約権付社債権者通知事項)

第326条 (略)

2 (略)

3 規程第32条第3項前段及び第5項から第8項までの規定は、機構が発行者から前項の依頼を受けたときについて準用する。

(振替新株予約権付社債の取扱廃止に際し発行者から新株予約権付社債券が交付されない場合の新株予約権付社債権者に係る情報の通知)

第337条 (略)

2～13 (略)

14 規程第32条第3項前段及び第5項から第8項までの規定は、機構が発行者から前項の依頼を受けたときについて準用する。

15 (略)

別表 3

1 (略)

2 ファイル伝送

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略) ∩ (略)			
加入者情報確認結果報告データ	(略)	<u>規則第28条の5</u>	(略)
(略) ∩ (略)			

②・③ (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			

15 (略)

別表 3

1 (略)

2 ファイル伝送

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略) ∩ (略)			
加入者情報確認結果報告データ	(略)	<u>規則第22条</u>	(略)
(略) ∩ (略)			

②・③ (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			

\ (略)			
加入者情報更新済通知データ	(略)	<u>規程第32条の6第2項</u>	(略)
(略) \ (略)			
加入者情報確認依頼通知データ	(略)	<u>規則第28条の5</u>	(略)
(略) \ (略)			

②・③ (略)

3 (略)

4 加入者情報Web端末

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略) \			

\ (略)			
加入者情報更新済通知データ	(略)	<u>規程第32条第5項</u>	(略)
(略) \ (略)			
加入者情報確認依頼通知データ	(略)	<u>規則第22条第1項</u>	(略)
(略) \ (略)			

②・③ (略)

3 (略)

4 加入者情報Web端末

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略) \			

(略)			
加入者情報確認結果報告データ	(略)	<u>規則第28条の5</u>	(略)
(略)			
}			
(略)			

② (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
}			
(略)			
加入者情報確認依頼通知データ	(略)	<u>規則第28条の5</u>	(略)
(略)			
}			
(略)			

② (略)

5 (略)

(略)			
加入者情報確認結果報告データ	(略)	<u>規則第22条</u>	(略)
(略)			
}			
(略)			

② (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
}			
(略)			
加入者情報確認依頼通知データ	(略)	<u>規則第22条第1項</u>	(略)
(略)			
}			
(略)			

② (略)

5 (略)

2. 附 則

この改正規定は、令和5年6月26日から施行する。